

④

【重要事項チェックリスト】

利用申込に関する以下の重要事項を確認いただき、左欄の口をチェック(☑)をお願いいたします。
 ※該当する項目すべてにご同意いただけない場合は申込を受理できません。

保護者氏名： _____

| | | | | | | | |
|--------------|--|--------------|--|---|---|---|-----------------------|
| 利用申込 | 1 | ☐ | (1)申込 申込に必要な書類は、下記提出期限までに窓口提出、マイナポータルでの電子申請または郵送にてご提出ください。期限までに上尾市保育課必着をお願いします。なお、期限までに提出がない場合、選考で不利になることがあります。提出期限後に書類が提出された場合は、次回以降の選考より反映します。 | (2)児童面接 申込にあたり、初めて上尾市内の認可保育施設を希望する場合、下記期限までに保育課窓口で児童の面接を受けることが必須となります。 | ※1 10月6日(日)は除く。 ※2 5日が土曜日または閉庁日の場合は、その翌日の開庁日まで | | |
| | | | | | | (1)申込の期限 | (2)面接の期限 |
| | | | 令和7年4月入所1次選考 | | | 10月14日(月)～10月31日(木) | 10月1日(火)～10月12日(土) ※1 |
| | | | 令和7年4月入所2次選考 | | | 令和7年2月14日(金) | 令和7年2月14日(金) |
| | | | 令和7年5～12月入所選考 | | | 入所希望月の前月5日 ※2 電子申請・郵送の場合は、上記期限の7営業日前 | 入所希望月の前月5日 ※2 |
| 令和8年1～3月入所選考 | 令和7年12月5日(金) 電子申請・郵送の場合は、上記期限の7営業日前 | 令和7年12月5日(金) | | | | | |
| 申込み内容の変更・取下げ | 2 | ☐ | 紙媒体で提出された書類は返却できません。必要な場合はあらかじめご自身でコピーをご用意下さい。電子申請の場合は申込後に控えをダウンロードしてください。 | | | | |
| | 3 | ☐ | ②保育施設入所申込書の設問2「入所できなかった場合」で、「空き待ちをする(翌月以降選考継続)」を選択された場合、その利用申込は、令和7年度中有効となり、令和8年3月入所選考まで継続して選考します。 | | | | |
| | 4 | ☐ | 【出生前のお子さんの利用申込を行った方(新年度4月入所一次選考)のみ該当】 利用申込時点では「仮申込」となり、出生後に児童の面接や申込書類の補記(児童氏名等)を行ってはじめて申込完了となりますので、出生後は速やかに保育課窓口にて手続きを行ってください。 ※選考結果が出ていても出生後の手続きを行っていない場合は、選考結果に関する回答をすることができません。 | | | | |
| | 5 | ☐ | 希望施設変更の際は締切日までに上尾市保育課窓口か郵送、もしくはマイナポータルでの電子申請でお手続きしてください。締切日以降は翌月からの変更となります。 | | | | |
| 入所選考 | 6 | ☐ | 申込後、家庭状況等申請した内容に変更(勤務先の変更、転職、離婚、結婚、認可外保育施設に通い始めた等)があった場合は、選考上優先度に変更がある場合がありますので、必ずご連絡ください。なお、その場合、追加書類が必要になる場合があります。また、利用申込中に、育児休業を延長した場合は、新たに取得した育児休業期間の記載のある就労証明書を提出してください。提出がない場合、正しく選考がされない可能性があります。 なお、兄弟姉妹が在園中で認定の変更等を行った場合もしくは転園の申込をしている在園児が認定変更を行った場合には、選考上優先度が変わる場合がありますので、併せて利用申込の内容変更を行う旨保育課まで必ずご連絡ください。 | | | | |
| | 7 | ☐ | 申込書等の内容に変更があったにもかかわらず届出等が無かった場合や、内容に虚偽があった場合は、入所の決定を取り消しまたは退園となることがあります。 | | | | |
| | 8 | ☐ | 申込みの取下げを行う場合は、保育課窓口にて取下げ届をご提出いただきます。 | | | | |
| 児童の状況 | 9 | ☐ | 入所選考を継続している状態で、市外へ転出した場合には、上尾市民としての選考が終了するため申込を取り下げます。市外から、上尾市内の保育施設への入所を希望する場合には、住民票のある自治体へ申込が必要となります。申請方法等の詳細は、転出先の自治体へお問い合わせください。 | | | | |
| | 10 | ☐ | 同一世帯において保育料・給食費の滞納(卒園児を含む)がある場合、選考の際に不利になります。 | | | | |
| | 11 | ☐ | 入所選考において同点になった際、市民税額を参照し、保護者の収入に応じて入所決定をする場合があります。令和7年4月から8月入所申込は令和6年度市民税額を、令和7年9月から令和8年3月入所申込は令和7年度市民税額を参照します。上尾市で課税をされていない場合は課税(非課税)証明書を利用申込の際に、ご提出ください。未提出の場合は、最高額として取り扱い、選考で不利となる場合があります。また、上尾市で税の申告ができる方で未申告の場合も同様に取り扱います。 | | | | |
| 通知 | 12 | ☐ | 選考に係る点数についての質問は、新年度4月の受付期間中にはお答えできません。円滑な申込受付のためご協力をお願いいたします。 | | | | |
| | 13 | ☐ | 障害のあるお子様や通院中のお子様については、集団保育においてより安全なお預かりをするため、申込にあたり、主治医の意見書や診断書を求めること、別途個別面接を実施することがございますので、ご承知おきください。また、必要に応じ、疾病の状況や普段の生活状況等について通院する医療機関や療育施設、在籍施設等に確認をさせていただくことがあります。 なお、定員に空きがあったとしても、通常保育では対応が難しいと考えられる場合は、施設側の受け入れ体制が整わないことを理由に入所できないこともありますので、ご了承ください。 | | | | |
| 通知 | 14 | ☐ | 入所申込後に、児童の容態や治療・服薬状況の変化、補装具の使用開始等、児童の面接時と何らかの状況の変化があった際には、必ず保育課にご連絡ください。入所決定後に変化が生じた場合も同様にご連絡ください。 児童の状況に変化があったにも関わらず、情報の提供がない場合または虚偽や隠れいがあった場合には、集団保育において安全確保ができなくなり、お預かりが不可能となる場合があります。 なお、児童の病態の変化等により、保育所等として安全の確保が困難等の理由により対応不可と判断した場合には、入所決定の取り消し又は退所となる場合があります。 | | | | |
| | 15 | ☐ | 入所申込をいただいた初回の選考は、保育施設に入所できた場合は「入所承諾通知書」を、入所できなかった場合は、「入所保留通知書」を郵送します。初回以降は、入所ができた場合のみ通知を郵送いたします。初回以降で入所保留通知書が必要な場合には、「証明書発行のお願い」を保育課窓口もしくはマイナポータルでの電子申請にてご提出をいただければ、保留通知書を発送します。 | | | | |
| | 16 | ☐ | 入所保留通知書の発行には利用申込が必ず必要です。育児休業延長を希望する方は、お勤め先に何月の保留通知が必要か確認の上、締切までにお申込みください。申込がない方の締切後の保留通知書の発行は致しかねますのでご了承ください。 | | | | |
| | 17 | ☐ | 【新年度保育施設利用申込における認定の取扱いについて(4月入所選考のみ)】 子どものための教育・保育給付に係る認定通知につきましては、子ども・子育て支援法の規定により、申請日から30日以内に結果をお知らせすることになっております。しかしながら、新年度利用申込で申請いただく「子どものための教育・保育給付認定申請書」は、短期間かつ集中的に提出されるため、書類の審査に多大な時間を要することを想定しております。 このため、認定通知については、保育施設の利用調整(選考)の結果と合わせて、2月上旬頃に通知します。 | | | | |

| | | | |
|-------|--------------------------|---|---|
| 保育施設 | 18 | <input type="checkbox"/> | 小規模保育施設・事業所内保育事業所は0～2歳児クラスまでのお子様をお預かりする施設です。そのため3歳児クラスからは、新たに他の保育施設への入所申込をする必要があります。その際、4月の選考において優先度(選考基準の加点)を上げての選考となりますが、必ずしも希望園に入所できるとは限りません。 |
| | 19 | <input type="checkbox"/> | 認定こども園は幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。3歳クラス以上で登園する場合は基本月額保育料の他、幼児教育を受けるための費用(幼稚園入園諸経費・幼児教育費・制服・保育用品代等)がかかります。 |
| | 20 | <input type="checkbox"/> | あたご保育所は、建物の耐用年数の関係上、令和14年度末で閉園となります。令和10年4月入所以降、順次低年齢児クラスから受入を停止する予定ですので、ご注意ください。(令和7年度に入所する児童は卒園まで在園可能です。) |
| 入所決定後 | 21 | <input type="checkbox"/> | 入所決定後、入所のキャンセルをする場合は至急保育課までご連絡ください。保育課窓口にて入所の取下届をご提出いただきます。なお、自己都合による入所キャンセルの場合は次回以降の選考の際に不利になる場合があります。また、入所決定後自己都合により入所をキャンセルした方については、キャンセルした入所月の入所保留通知書は発行できかねますので、ご了承ください。 |
| | 22 | <input type="checkbox"/> | 入所した後、お子様が新しい環境に徐々に慣れるよう「なれ保育」を行います。なれ保育の期間中は、半日程度の預かりとなります。なれ保育はお子様の様子を見ながら1週間から2週間程度実施いたしますので、勤務先等と調整をお願いします。 |
| | 23 | <input type="checkbox"/> | 求職中で申込をして保育施設に入所が決定した方は、2か月以内に勤務を開始し就労要件を満たした就労証明書を提出してください。期日までに就労証明書の提出がない場合、保育施設は退園となります。(例)4月入所→5月31日までに稼働開始が必要です。 |
| | 24 | <input type="checkbox"/> | 育児休業中で申込をして保育施設に入所が決定した方は、入所月の翌月中に職場に復職し、復職後1週間以内に就労証明書を提出してください。期日までに証明書の提出がない場合、保育施設は退所となります。(例)4月入所→5月31日までの復帰が条件、6月1日復帰は不可。 |
| | 25 | <input type="checkbox"/> | 入所希望日が出産予定月の前後3か月(計7か月間)のうちに該当する方は、妊娠・出産のための利用申込となり、出産予定月の前後3か月の期限付き入所となります。(例)7月出産予定で4月入所を希望→4～10月まで利用できます。期限を迎えた後で園を継続する場合には、就労を開始する等保育を必要とする事由を満たす必要があります。(出産後に育児休業を取得する場合は、継続在園は不可となります。) |
| | 26 | <input type="checkbox"/> | 長期欠席ができるのは年度内で2か月までとなり、1か月を超える休園の場合には、休園の届出が必要です。里帰り出産に限らず、自己都合により2か月を超えて欠席する場合は退園となります。なお、休園中であっても保育料がかかります。※2か月休園後、1日出席しさらに2か月休園等は不可。 |
| 27 | <input type="checkbox"/> | 入所後に、就労時間の変更や転職、退職等の理由により、必要な保育時間に変更が生じる場合には、 事前に 支給認定変更申請書を在籍施設又は保育課窓口にご提出ください。申請書提出の翌月1日より保育時間区分(標準時間・短時間)の変更を行います。実際に就労時間の変更や転職等が生じた後は、その発生日以降に発行された根拠書類(就労証明書等)を後追いで在籍施設又は保育課窓口にご提出ください。 | |
| 保育料等 | 28 | <input type="checkbox"/> | 保育料は世帯の市民税額により算定されます。父母の収入、児童の扶養状況によっては、父母以外も算定の対象になることがあります。※市町村民税未申告の場合やその他必要書類の未提出等の理由により、市町村民税額が確認できない場合の利用者負担(保育料)は、暫定的に最高額での決定となります。 |
| | 29 | <input type="checkbox"/> | 保育料以外にも、給食費や保護者会費、制服や帽子代などの負担があります。これらの負担は施設・年齢ごとに異なります。また、施設ごとに対象年齢や開所時間、土曜保育の実施状況など様々な点で違いがあります。保育施設の見学をした上で、希望施設を決定してください。 |
| | 30 | <input type="checkbox"/> | 令和元年10月1日より、3歳児クラス～5歳児クラスに在籍するお子様の保育料が無償化されます。なお、延長保育料の他、主食費および副食費(給食費)、行事費等は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。金額については施設ごとに異なります。 |
| | 31 | <input type="checkbox"/> | 兄弟姉妹が別々の保育施設に入所した際も、保育認定時間を超えた場合は、それぞれに延長保育料金がかかります。 |
| その他 | 32 | <input type="checkbox"/> | このほか、保育施設利用申込のてびきをご一読いただき、内容についてご承知おきください。 |

以下の事項は、**上尾市外在住者の方で、入所希望月までの転入予定がある方のみ**チェックしてください。

| | | |
|-------------------------------------|--|---|
| 33 | <input type="checkbox"/> | 上尾市に転入予定がある方は、令和6年12月入所選考より、現在お住まいの市町村を通さず、上尾市保育課に直接利用申込をお願いします。原則として児童の面接もNo.1記載の締め切り日までに上尾市保育課窓口で受けていただく必要があります。(転入元が遠方のため期限内の面接が困難な場合には、必ず事前に上尾市保育課までご連絡いただきますようお願いいたします。)申込内容の変更等も同様に上尾市に直接ご連絡ください。 |
| 34 | <input type="checkbox"/> | 転入を証明する書類(売買契約書や賃貸借契約書の写し等)および転入に関する誓約書、保護者の現住所がわかる本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証)の写しの3点を必ず提出してください。提出がない場合または入所希望月の前月末までに上尾市に転入する旨が証明書類から読み取れない場合は、上尾市民としての選考ができないため、申込を受理することができません。なお、入所希望月の前月末までの転入を前提としない市外からのお申込の場合、現在お住まいの市区町村を通しての申込となりますのでご注意ください。この場合、選考の優先度が下がります。 |
| 【以下の35・36は、申請を行う際に当てはまる項目に☑してください。】 | | |
| 35 | 上尾市以外の市町村の保育所入所希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 (市町村名:) <input type="checkbox"/> 無 | |
| 36 | 【現在、市外認可保育施設に在園している場合のみ】現在在園している保育施設を、上尾市転入後も継続して利用する意向があるか。 <input type="checkbox"/> 有 (市町村名:) <input type="checkbox"/> 無 ※ 有を選択する場合、転入後継続在園が可能かどうか、また可能な場合には、提出書類及び申請期限について現在お住まいの市町村に確認してください。 | |